

カルロス・エステパ（高等学術審議会）

戦争と課税：

カスティーリャ王アルフォンソ 8 世の 治世（1158-1214 年）から 13 世紀にかけての軍役給付金

原題

Carlos Estepa（Consejo Superior de Investigaciones Científicas）：
“War and taxation. The *soldadas* from the reign of Alfonso VIII
of Castile to the 13th Century”

阿 部 俊 大 訳

要旨：本論文は、アルフォンソ 8 世の治世以降の「軍役給付金」（スペイン語 *soldadas*、ラテン語 *stipenda*）というテーマについて、年代記群、特に『歴代カスティーリャ王のラテン語年代記』とロドリゴ・ヒメネス=デ=ラーダの『ヒスパニア史（ヒスパニアの事物についての歴史）』の情報に注目して検討している。騎士 *milites* への現金支給である軍役給付金は、戦争と課税の密接な関係についての鍵となる事象である。この問題は、国王による課税の形成——アルフォンソ 8 世の治世においても依然として非常に重要であった——という、より広い枠組みの中で論じられるべきであろう。およそ 1 世紀後のサンチョ 4 世の 1290 から 1292 年の収入からは、例えばアンダルシアの諸都市における軍役給付金の大規模な拡大と、また同じく大貴族たち（*ricos hombres*）に郎党へ分配するよう与えられる金額の大きさを推測することができる。

キーワード：（軍役）給付金、年代記、王、貴族、大貴族

ほとんどステレオタイプな表現となっている、「中世スペインの社会は戦争のための社会であった」という言葉を持ち出さなくとも、様々な点から、戦争がその社会の本質的な要素であったことは疑いない¹⁾。課税は当然ながら、戦争によって、またそれが生み出す、特に軍の背骨となる騎士層に関する必要性によって、大きく条件づけられていた²⁾。

この論文の目的は、特にアルフォンソ 8 世の長い治世（1158-1214 年）と一致する時期について、課税と戦争という主題に取り組むことである。ただしその際、比較分析によって、戦争と課税に関する理解のためにより多くの知識を得るために、より後の時期の情報も利用する。

1. アルフォンソ 8 世統治下の国王課税

アルフォンソ 8 世の治世（1158-1214 年）は、国王課税の発展において非常に重要である。この時期における幾つかの貢納の確立がその後の税制の発展の基礎を作ったという点は、常に強調されてきた³⁾。このことは、本稿の背景として念頭に置かねばならない。同時に、この重要な治世において、戦争が国王による課税を条件づけたという事実を分析の開始地点とすべきであろう。

戦争と課税というテーマを研究する上で、問題となるのが史料である。この時代は、一般に財政面についての情報が乏しい。例えば、カペー朝のフィリップ・オーギュスト（1180-1223 年）によって発給された 1824 点の国王文書のうち、ある程度詳細な経済的情報を含んでいるのは 101 点だけである⁴⁾。アルフォンソ 8 世の治世の 957 点の有用な文書の中では、351 点、換言すれば 1/3 を少し超えるだけが、何らかの財政的情報を含んでいる⁵⁾。この、本研究にとって非常に重要だとまず考えられる点について、検討しておくべきであろう。

これらの文書で最も数が多いのは、一般的な免税に関するものである。このような文書は合計で 142 点ある。それらの文書は多くの場合、税の支払いがどのようなものであったのかを知るために用いられる。免除が設定される際に、

様々な税や貢納の名が挙げられているからである。通行税 *portazgo* (toll) の免除を含む証書 (67 点) や、何らかの利益や税の支払い (56 点)、また通行税の権利の授与 (46 点) なども多くある。軍事的な義務の免除は 56 点の文書に現れる。しかしこれは、遠征代納金 *fonsadera* の事例と同じく、この論考で論じるテーマと関連付ける必要はないであろう⁶⁾。40 点の国王文書で、塩田の譲渡が記録されている。また、国王収入の下賜が 36 点、税の譲渡が 32 点に記されている⁷⁾。

さらに、我々にとって最も重要な論拠となるのは、国王収入の譲渡を含む 8 点の文書である。特に 1173 年 7 月 30 日の、サンティアゴ騎士修道会に対する軍役給付金 *stipendia* (*soldadas*) に関するものである⁸⁾。

[証書史料が少ない] とはいえ、叙述史料も軍役給付金ないし兵士たちへの支払いについての情報を提供してくれる。これらについて言及している箇所は、『歴代カスティーリャ王のラテン語年代記 *Crónica Latina de los Reyes de Castilla*』と、ロドリゴ・ヒメネス=デ=ラーダの『ヒスパニアの事物についての歴史 *De rebvs Hispaniae*』に見出せる。いずれもフェルナンド 3 世の治世 (カスティーリャ王としては 1217 年、レオン王としては 1230 年に即位) に書かれている⁹⁾。特筆すべきは、ヒメネス=デ=ラーダの記述の、アルフォンソ 8 世が、1212 年 7 月 16 日のラス=ナバス=デ=トローサの戦い [※アルフォンソ 8 世が晩年にイベリア半島のキリスト教諸国の連合軍とフランスからの義勇兵を率いて遠征し、ムワッヒド朝カリフの軍を破って、キリスト教圏のイスラーム側に対する軍事的優位を確立した戦い] に至る軍事遠征に参加した外国人の兵士たちに、恩賞を与えたという部分である。この部分は興味深い、非常な誇張や歪曲を含んでいる。外国人の十字軍参加者に対してだけでも、カスティーリャ王がおよそ 350 万マラバーティンの金貨を払ったとしているのである。このようなタイプの史料については、質的な側面に関してしか考慮に入れるべきではあるまい。他の巨額の支払いの事例と比較するのも有用かもしれないが。

ヒメネス=デ=ラーダの著作では、他の部分でも「(軍役) 給付金 *stipendia*」という用語が使われている。レオンにおけるアラゴン王アルフォンソ 1 世 (1104-1134 年) の下でのアラゴンの軍勢の行動を描写し、彼らの罰当たりな略奪を物語る際に、彼は「略奪が行われたことが知られているが、それでも金銭が不足し、給付金 *stipendia* が減額された “*et licet incliti essent predis, tamen ceperunt defecti pecunie stipendia minorari*”」と述べている¹⁰⁾。この用語は、家畜や羊の群れや多くの家財をカラトラバに運んだフィテロ修道院の院長に言及する際にも現れる。「そして多くの戦士たちに、給付金と遠征手当が支払われた “*necnon et multitudinem bellatorum, quibus stipendia et uatica ministravit*”¹¹⁾。どちらの場合でも、「給付金 *stipendia*」は (王またはその他の彼らを率いる人による) 兵士たちへの支払いという意味で使われている。さらに、2 番目の事例では、この支払いと、軍隊で働くために必要な物品の供給ないし授与——ここでは遠征手当 *viatico* という用語が使われている——とは区別されている。その一方で、一般的に給与の支払いを意味し、その大きな意味のため必ずしも軍事的な機能を示さない、「給付金 *stipendia*」という用語が使われている。ヒメネス=デ=ラーダは、パレンシアの学校から来た教師たちについても「給付金 *stipendia*」という言葉を用いている [※パレンシアは 12 世紀末にカスティーリャで最初の大学が作られるなど、同時代のカスティーリャ王国における学問上の先進的な都市であった]。

「そしてパレンシアのすべての部門の教師たちが集まった。あたかもマナが口に入るように、すべての学校でどの部門にも知が流れ込むことを切望して、多くの給付金 *stipendia* が与えられた” “*...et magistros omnium facultatum Palencie congregavit, quibus et magna stipendia est largitus, ut omni studium cupienti quasi manna in os influeret sapiencia cuiuslibet facultatis*¹²⁾.”

ヒメネス=デ=ラーダの年代記における論拠は、彼が記述した時代における軍

事的な給付金 *stipendia* の使用を意味しており、必ずしもその前の時期に適用できるとは限らない。とはいえ、これらの事例から、その時代には実際に「(軍役) 給付金 *stipendia*」という現金の支払いがあったと考えることができる。アラゴンの軍勢の事例における、これらの支払いの減少という情報は非常に意義がある。この年代記作者は大規模な略奪がアラゴン人たちのせいだと説明することに力点を置いているということ、考慮に入れねばならないとしても。

サンチェス=アルボルノスは、西ゴート時代に「給付金として与えられた *in stipendio datas*」支払いがあったと考えている¹³⁾。しかし、後にカステリーヤやレオンに見られるような現金の譲渡がより早い時期にあったと考えるのは、非常に難しい。さらに、いずれにしても我々が扱う「(軍役) 給付金 *stipendia*」は現金の支払いであり、現金が使用できなければ不可能である [※西ゴート王国の滅亡後、11世紀まで、アストゥリアス王国やレオン王国などイベリア半島のキリスト教圏の多くの地域では造幣活動すら行われていなかったことが知られている。この点についての詳細は阿部俊大「中世イベリア半島における貨幣制度の展開」『スペイン史研究』34号、2021年を参照されたい]。11世紀のパーリア [※イスラーム・スペインの国家からキリスト教スペイン側に支払われた、安全保障料としての貢納] のシステムの発達、俸給の支払いなし軍役給付金という現象を容易にしたと考えて良いのではないだろうか¹⁴⁾。

アルフォンソ8世が1173年にサンティアゴ騎士修道会に与えた証書では、同騎士修道会は、騎士たちやその他の臣下 *vassal* から、(軍役) 給付金 *stipendia* の5%を与えられている。50 *auri* (金) から2.5, 100 *auri* から5である¹⁵⁾。この文書は重要な特権の授与を示しているだけでなく、我々にとって非常に興味深い、貴族の家臣たち——この文書では騎士その他の人びとと記載されている——が現金で(軍役) 給付金を受け取るシステムが存在していたという事実も示している¹⁶⁾。金額を定めるための詳細な数値 [を示すこと] が可能なことから、このシステムは既によく確立されていたに違いないと私には思わ

れる。

ところで、軍役給付金 *soldadas* と遠征代納金 *fonsadera* の間には何か関連があるのだろうか。よく知られているように、遠征代納金 *fonsadera* は遠征 *fonsado*——王が招集する軍役 *host* に参加する自由人男性にとって、共通の義務であったと理解されている——に参加する代わりの貢納である¹⁷⁾。サンチェス=アルボルノスは、このような貢納が文書に現れるのは 920 年代からで、この変化は 9 世紀後半に生じたと考えている¹⁸⁾。しかし、偽造文書も存在する。私は、遠征代納金はアストゥリアス王国の時代には現れず、上記の変化はアルフォンソ 6 世の治世 (1065-1109 年) まで生じなかったという見解に傾いている。遠征代納金として知られる貢納が一般化してきているのはその時期である¹⁹⁾。遠征代納金が出現しても、インファンソン *infanzones*——下級貴族、また一般に、貴族という形をとりつつあった人々——はこれを払わなかった。またこの特権は、民衆騎士 (貴族ではない [一代限りの] 騎士) にも拡大された。軍事的な必要に関して、貴族は王に騎士として奉仕し、その他の自由民男性は遠征代納金を支払ったと考えることが出来よう。ただし、12 世紀以降、国王所領の外部の人に対して、遠征代納金の支払いを免除する事例が数多く存在したことは指摘しておくべきであろう。

いわゆるベエトリア [※当該所領の住民が領主を選ぶことができる所領] が出現すると、その所領では、住民が遠征代納金を免除されるという状況が生じた。彼らの潜在的な軍事的義務は領主と——デビセーロ *deviseros* として知られる——その騎士たちによって果たされたからである。このことは、1352 年から『ベエトリアの若牛の書 *Libro Becerro de las Behetrías*』に反映されており、同じ理由で、同じことが騎士修道会の領主所領についても述べられている²⁰⁾。

これら全てから、軍役給付金 *soldadas* と遠征代納金 *fonsadera* の間に [直接の] 関係はないが、軍役給付金の支払いは遠征代納金 [による収入] から来ている、という推論が導ける。「辺境」地方の民衆騎士の事例における、幾つか

の特別な状況だけは考慮に入れなければならないが。

例えば、13世紀半ばからのテキストである『アビラの植民年代記 *Crónica de la población de Ávila*』には、アルフォンソ10世の治世初期についての記述が含まれている²¹⁾。そこからは、アビラの騎士たちが、軍役に参加しなかった人々によって支払われた遠征代納金と呼ばれる戦争のための貢納の一部を受け取ったと推測できる。この場合には、国王自身が受け取ったものの一部である²²⁾。1263年に国王アルフォンソ10世が「辺境」地方の諸都市に与えた特権では、より明らかに見て取れる。そこでは、民衆騎士たちは国王または王太子の直接かつ専従の臣下とされ、臣下として年額500ソリドゥスの給与を受け取るとされている²³⁾。

2. 叙述史料における軍役給付金の支払い

次に、アルフォンソ8世によるラス=ナバスの遠征のための給与の支払いに言及している叙述史料の内容を扱う。最も明確なテキストは、ヒメネス=デ=ラダによって『ヒスパニアの事物についての歴史』の第8巻第4章に記されたものである。

「というのも、山[※ピレネー山脈と考えられる]の彼方から来た1万以上の騎兵と10万以上の歩兵がいて、騎兵は毎日20ソリドゥス、歩兵は5ソリドゥスを与えられていた。女子供や病人その他の戦闘に向かない人々はこれらの恩寵を与えられなかった。それらは公的なものとして共通して与えられたが、私的な贈与もあり、総量はそれ以上となった。大貴族には日々の分配は無かったが、高貴なる王が使者によって送ったものを受け取っていた。これらの負担によって、血統が良い無数の馬たち、様々な良い食糧が蓄積され、気前の良いふるまいがなされた。これら全てが王の提供する贈与、王による軍役給付金の分配といっしょになり、これら全てによって買うことが出来る以上のものが与えられ、手に入った。これらによって、外国からの遠征参加者には不足するも

のがなく、天幕と荷車が気前よく与えられた。その他の贈与や食糧の積まれた荷車や必要な物が与えられ、6万以上の金が使われた²⁴⁾。

上述のように、この描写から推測できる額は——支払われた総額の一部に過ぎないかもしれない——マラバーティン金貨350万枚前後である。13世紀の軍隊には不釣り合いな数の戦闘員を想定させるものであり、間違いなくあり得ないと判断できる数字である。比較として、1195-1197年の十字軍では、皇帝ハインリヒ6世(1190-1197年)が、各騎士に金30オンス(約840グラム)の黄金——本人と従騎士2人を1年間維持する費用として——を与えている。歩兵には年間で10オンス(280グラム)の黄金を与えている。1500の騎士がいて、それらしい数値として約4000人の歩兵を想定すると、支払いは計2380キログラムの黄金となり、これはマラバーティン金貨60万枚に相当する²⁵⁾。

近い額が、イングランド王リチャード1世が捕虜になった時、オーストリア公レオポルト5世と皇帝ハインリヒ6世が当初要求した(1193年)身代金で、約2万キログラムに相当する、10万銀マルクである。後に15万マルク(3万キログラム)の銀が支払われることで合意がなされた²⁶⁾。

『歴代カスティーリャ王のラテン語年代記』から引用するテキストでは、戦闘員の数も、個別の騎士や歩兵が受け取ったものも記されておらず、支払われたものと受け取られた軍役給付金について、聖職者の収入の半分の支払いといった、概略的な記述がなされている²⁷⁾。

「カスティーリャ王国とアラゴン〔連合〕王国の貴族と民が集まっている間、アキテーヌ・バスク・プロヴァンスとその他のアラゴン〔連合〕王国の地方から来た人々はみな、高貴なるカスティーリャ王から、すべての経費を十分に与えられていた。そこではあまりに多くの金が毎日消費され、会計担当者たちは、経費のために必要なデナリウス銀貨を計算するのに苦労した。カスティーリャ王国の聖職者たちは、王の頼みにより、その年、

彼らの全ての収入の半分を王に譲渡した。日々の軍役給付金とは別に、アラゴン王には、出立の前に多くの金が送られていた。というのも、彼は貧しく、多くの負債を負っており、カスティーリャ王の支援が無ければ、彼に従うべき騎士たちに、必要な軍役給付金を与えることが出来なかったのだ」²⁸⁾。

これらの年代記には、ラス=ナバスの戦いに関連する記述と並んで、他にも幾つか強調すべき記述がある。ヒメネス=デ=ラダは、1217年にエンリケ1世が逝去してフェルナンド3世がカスティーリャ王として戴冠した際に、軍役給付金を払うための国王の資金が尽き、そのため女王〔母后〕ベレンゲーラは自分の貴金属や宝石に頼らねばならなかったと述べている。

「このような混乱によって、軍役給付金のための、国王への支払いが妨げられ、高貴なる母后は、何でも持っているものを寛大に分配した。金^{きん}や銀や宝石が贈与のために送られ、一部は、息子（王）が気前よく金^{かね}を使うのを助けるために取りおかれた」²⁹⁾。

このくだりは、ヒメネス=デ=ラダが母后の気前の良さを称賛しようとしたものと考えられるが、〔私物の譲渡による〕収入の額と軍役給付金の額を考慮すると、信用しがたい。とはいえ、〔当時〕軍役給付金の支払いが一般化していたということは推測できよう。

ラス=ナバスの少し後の、アルフォンソ8世とレオン王アルフォンソ9世の衝突に関して、『歴代カスティーリャ王のラテン語年代記』は貴族たちへの軍役給付金の支払いと大貴族 *magnates* への多くの贈与 (*munera magna*) に言及している。

「そこからカスティーリャにおいて彼の軍を率いた。彼の唯一の願いは、

最後の日までイエス・キリストの名の称揚のために進むことであった。彼の聖なる誉めるべき意図に対し、レオン王が大きな妨害を行うのを見て、貴族たちに多くの軍役給付金を、また大貴族たちに多くの贈与を与え、無数の人びとを召集した。レオン王を大いに恐れさせ、助けないまでも、妨害しないように、栄光ある王国と和平を結ばせるためである」³⁰⁾。

3. 国王による課税の拡大と軍役給付金

もしアルフォンソ 8 世の治世（1158-1214 年）において貴族への軍役給付金の支払いが重要であったのなら、同時期における課税の発展についても検討する必要がある。

12 世紀には新たな経済基盤が形成され、国王課税の構築が可能であったことが指摘できる。貨幣流通が拡大し、商取引だけでなく、貨幣の流通ルートを紹介した国王の財政的要求も可能に、或いは容易になりえた。アルフォンソ 8 世の治世まで、流通している金貨は、キリスト教徒たちからモラベティーノと呼ばれるムラービト朝のディーナール金貨であった³¹⁾。それらはまさに、1170 年代において模倣され、最初のマラバーティン金貨が造幣された。ローボ（狼）と呼ばれるムルシアの〔イスラーム小王国の〕王が支払っていたパーリアが終了し、黄金の供給がストップした時である。

最近の研究において、1185 年に造幣されたマラバーティン金貨は、大きな関心を集めている。その貨幣〔の銘文〕において、カステイーリャ王は「正統信仰の君主 Prince of the Catholics」と呼ばれている。明らかにイスラームの影響を受けた表現である³²⁾。

アルフォンソ 8 世が 1173 年にサンティアゴ騎士修道会に、貴族たちへの軍役給付金の総計の 5% を割り当てた特権は、間違いなくこの重要な〔社会の〕貨幣化の明白な現れである。また、他の論拠も存在する。

アルフォンソ 8 世が彼の妻エレオノーラに行った 1170 年の〔贈与の〕誓約には、幾つかの町や村と並び、トレードの収入からの、毎年少なくとも 5000 枚の貨幣が含まれている³³⁾。1188 年 4 月 23 日に締結されたゼーリングゲンシュタットの条約において、当時アルフォンソ 8 世の後継者であった王女ペレンゲータと、神聖ローマ帝国皇帝フリードリヒ 1 世バルバロッサ (1152-1190 年) の息子のローテンブルク公コンラートの結婚が取り決められた。持参金は 42000 auri (金), すなわちマラバーティン金貨 42000 枚とされた³⁴⁾。

1204 年に書かれたアルフォンソ 8 世の遺言によると、彼は非常に多くの負債を抱えていた³⁵⁾。王妃エレオノーラは債権者たちの名前を記した覚え書きを持っていたとされる。負債は 9 万マラバーティンであった。遺言執行人たちがアルモハリフェ almojarife [財務長官] のアボマールという人物に払わなければならなかった、18000 マラバーティンについて詳しく記されており、6000 は支払い済みで、残りの 12000 については、トレードの収入から毎年 3000 マラバーティンずつ払われるとされていた。

1109 年から 1230 年にかけての財政的データの分析から、国王臨時課税の構築における 2 つの主たる軸は国王一般課税 *pecho* (*pectum*) と国王臨時課税 *pedido* (*petitum*) であったと推定できる³⁶⁾。前者は「三月の一般課税」*pecho de marzo* または「三月税」*marzazga* であり、王領を越えた全体への要求として国王への貢納を広げようとする最初の試みであった。その一方で、特に教会所領において、多くの免除がなされたため、そのような一般課税は不可能になり、後に「マルティニエガ税」*martiniega* (聖ミカエルの日 (11 月 11 日) に支払われる税) によってより効率的なものとなった。他方で、国王臨時課税は特別税であったが、時が経つにつれ通常の税となる傾向があり、アルフォンソ 10 世 (1252-1284 年) がコルテス (身分制議会) で認可される特別献金を確立すると、ほぼ姿を消した³⁷⁾。

経済的観点から国王一般課税と国王臨時課税がどれほど重要だったのかを示すデータは無い。その一方で、多くの免除事例から、聖俗領主の家臣たちがい

かにこれらの貢納の支払い義務から逃れていたか、またこれらの貢納の全部あるいは一部が領主の手にわたっていたかを見ることは出来る。この点については、国王臨時課税の場合は時に王と領主の間で分配されたと考えて良いであろう。また、保有者 *tenants* は保有地 *tenures* から生じるこれらの権利の一部を受け取っており、国王の権威を代表していたと考えられる。

経済的観点から見て、王の金庫にとって最も重要な税は、おそらく商品の運搬と販売に関係する権利からの税である。それらは一般に通行税 *portazgos* と呼ばれる。[例えば] トレード王国、特に都市トレードにおける都市収入やこの種の権利が通行税 *portazgos*——アルモハリファスゴ税 *almojarifazgos* [※商品の流通に課されていた税] という言葉に含まれる——と呼ばれていた³⁸⁾。これは 12 世紀と 13 世紀の間に重要性を増し、国王の財源を著しく増大させた。

13 世紀半ばにコルテスに認められた特別な徴収として出現した金^{かね}や奉仕は、国王課税における重要な財源となり、一般に、国王所領に住む人々にも、聖俗領主やベトリア所領の家臣にも要求された。当然ながら、この財源は軍役給付金の分配や、一般に国王課税を通じた戦時財政と考えられるものにとって、極めて重要であった。

ただし、その他のカスティーリャ王の権利や収入も忘れてはならない。フランシスコ・ハビエル=フェルナンデスによって編集され、詳細に研究された 1290-1292 年のサンチョ 4 世の収入は、この分野についての有用な史料である³⁹⁾。そこでは、いわゆる王国収入 *rentas ciertas* は、マルティニエガ税その他の権利からの王室収入、教会の十分の一税からのテルシアス（三分の一）、塩田や鍛冶場の権利、イスラーム教徒やユダヤ教徒のアルハマからの貢納、そしてアルモハリファスゴ税から成っている⁴⁰⁾。王室収入 *Rentas reales* と呼ばれる最初の部分は、基本的にマルティニエガ税その他の権利から成っており、王国収入全体（4,695,860.5 マラベディ）の 40.02% にあたる、戦争のための金 *war money* 1,879,522 マラベディを伴っている。このうち、1,159,170 マラベディは、旧カスティーリャ（ラス=メリンダーデス *Las Merindades*）地方、カステ

イーリャの「辺境」地方、トランシエラ Transierra [タホ川南方] 地方とトレード王国から成る国王領域からのものである。これらの地域では、国王のマルティニエガ税が王室収入の 69.52% を占めている。

「1290-1292 年の収入」は金や奉仕などからなる特別収入には言及していないが、アンダルシアにおける給与の支払いに関する内容を含んでいる。この史料の性格から、特別収入についても情報を得ることが出来る。これらの収入から、13 世紀の最後の十年に国王課税が到達していた組織化のレベルを推測することが出来、またそれによって、先行する数十年の状況——部分的ではあっても、アルフォンソ 8 世の時代における幾つの特徴や説明を含む——について遡及的に展望することが出来る。

「1290-1292 年の収入」は会計史料ではない。つまり、実際には収入と支出の記録簿ではない。むしろ、そこでは収入が支出でもある。ある場所で、何らかの理由で、ある人や組織に課されている義務は、他の人の手に渡り得る。記録と詳細な適用は、確かにカスティーリャ王の行政能力の著しい発達を示しているが、組織化のレベルは、王の家臣たちが財務的なリソースから利益を得ていたと考えられるほどではなかった。

いわゆる王室収入は、「土地によって (por tierra)」もしくは「相続によって (por heredamiento)」保持されるものと言われている。後者は世襲によって相続されるものである。例えばマルティニエガ税 (場所によってはその一部) や、また領主権などの諸権利である。「土地によって (por tierra)」保持されているものとは、慣習的な特定の地盤における権利を指し示すものだったのだろうか？ 例えば、ある下級メリノ [※地方役人] 管区の文書において、収入の保持者の名前は、以下のような表現に続いて表明されている。「彼らはそのようにして土地によってこれらを有している “tienen los por tierra desta guisa”」または「このやり方における地位である “son puestos en esta guisa”」。実際には、1 世紀前のアルフォンソ 8 世の治世を見れば、「土地によって」収入を得るというのは、土地の保有 *tenencia* という以上のことを意味してはしなかつ

た。結局、それらはある村や地所、その他の区分の土地の——例えば女王や王族、大貴族や騎士などの、ある領主に割り当てられたと記録されているところの——保有地からの収入である。このことは、国王収入がもたらす情報が、国王との臣従関係を持ち、報酬をおそらく封 *fiefs* という用語で知られているものにおいて、ヒメネス=デ=ラダが言う「一時的な封 *pheudo temporalis*」を通じて受け取っていた人々について知る上で、極めて重要であることを意味している⁴¹⁾。

土地による権利と並んで、給与（軍役給付金 *soldadas*）での支払いもある。どの程度まで、軍役給付金が国王の金庫の特別収入から来ているかを考えてみよう。このやり方で財源とその使用のモデルないスキームを構築することを試みたい。一方で、「土地による “*por tierra*”」もしくは「土地における “*en tierra*”」金の譲渡がある。他方では、軍役給付金があり、これらはそれぞれ通常収入と特別収入に対応している。言い換えれば、一方はマルティニエガ税その他の権利であり、他方は金と奉仕である。国王一般課税からと国王臨時課税からと言っても良いだろう。

このスキームは魅力的かもしれないが、現実に対応しているかは確かではない。現実はいずれも複雑である。アルフォンソ 11 世の幼年期の 1315 年にブルゴスで開かれたコルテスにおいて、国王年代記は「土地の喜びとは王の収入が幾らであるか知りたがった。そしてそれを知ると、それが不十分であると考え、軍役給付金を支払えるように、国王に対し、彼の父祖たちが有していた港湾十分の一税を与え、また 3 つの補助金——それぞれ特権による収入として——を王に与えた」と述べている⁴²⁾。カリオンのコルテス（1316-1317）では、(1290-1292 年のコンセプトでの) 国王の収入は、アンダルシアからの収入を除いて、160 万マラベディという結果になった。アンダルシアからの収入は 100 万であった⁴³⁾。一方で、この時、各地の城や王やコルテス⁴⁴⁾の役人たちを維持するために大貴族たちや騎士たちが払うことが必要な額が 960 万マラベディと算出された⁴⁵⁾。特別収入は、おそらく国王の課税収入において最重要な部分であった

だろうが、いわゆる王室収入もまた重要な部分であり続けた。

一方で、アンダルシアに関する部分では、「1290-1292年の収入」は、軍役給付金の支払いについて不完全な情報しか与えてくれない⁴⁶⁾。このテキストの重要部分はいわゆる「1. 辺境の名簿」*i. Nómina de la Frontera* である⁴⁷⁾。これは様々な場所における様々な支払いの記録簿であり、他の地域の国王収入において見出されるものとそれほど違いはない。しかし、そこには辺境における大貴族たちの軍役給付金、またそれに続いて、セビーリヤの騎士たちへの軍役給付金についてのセクションがある。また、カルモナやヘレス=デ=ラ=フロンテラ、アルコス=デ=ラ=フロンテラやニエブラ、エシハやコルドバ、ハエンやウバダ、アンドゥーハルやアルホナ、バエサなどその他の都市の騎士たちへの割り当ても記載されている。「出費の概要 *Resúmenes de gastos*」のセクションでは、同じ情報を伴って、再び大貴族たちや騎士たちへの言及がある。“i”と呼ばれるセクションの終わりに記載された最後の指示に示されているように⁴⁸⁾、軍役給付金 *soldadas* と「軍役給付金でない *que non son soldadas*」支払いは区別されていたが、しかし後者が受け取るものもまた「余に騎士たちとその装備を伴って仕えるため *por que me ayan a seruir con caballeros e con armas por ello*」であった。

このことから、「土地による」収入からの金も、軍役給付金を支払うために使われ得たと推測できる。1288年からの、様々な貴族に割り当てられた「土地 *tierras*」についてのある会計文書においては、合計で2,431,133 マラベディが分配されている⁴⁹⁾。大貴族たちが、受け取った金を用いて、軍役給付金を分配したことは明白だと思われる。人によって、額が様々なのである。例えば、ファン王子が416,000 マラベディを受け取る一方、レオンの貴族ディエゴ・ラミレスは66,000を受け取っている。これらの金は、様々な数の人びとに軍役給付金を支払うために使われた。このため、「1290-1292年の収入」のアンダルシアに関係する部分の支出の要約において、軍勢の数がおおまかに示されている。例えば、フェルナン・ペレス=ポンスは、軍における23人のために

28,000 マラベディの軍役給付金を受け取っている。他方、アルフォンソ=フェルナンデス王子の息子であるファン=アルフォンソは、40 人のために 48,000 マラベディの軍役給付金を受け取っている。

4. 戦争のコスト

貴族たちは、国王課税からの支払い、つまり「土地による“por tierra”」収入と個別化された軍役給付金を受け取った。貴族たちはこれらの収入を大規模に受け取っていたが、しかし貴族たちがその軍事的能力を越える必要性を有していたことを考慮すると、戦費における国王課税からの収入のパーセンテージを知ることも出来ないし、推測も難しい。結局、戦争のコストはどれくらいであったのかという問いに対する答えは棚上げされたままである。

大貴族たちや貴族たち、騎士たちやその他の人びとに対する軍役給付金が、一般的な「戦争のコスト」という言葉で呼びうるものの中心的な要素であったとしても、戦争で消費されるものについて、他にも考慮に入れるべき諸側面があることを指摘しなければなるまい。膨大な数の馬と駄獣、またそれに応じた糧秣が必要であった。これらのコストは進軍する途中の土地が負担したかもしれないが、兵站が必要とするものには配慮が求められた。

これら「兵站が必要とするもの」は、遠征に参加する人々の、家畜や食糧、服や武器といった多様な必要物資に限られていたわけではない。上述のヒメネス=デ=ラーダの記述は、外国の軍隊と、彼らがいかに良くアルフォンソ 8 世から装備を与えられたのかを示している⁵⁰。人や動物を、時間をかけて輸送することは、戦争のコストを著しく増大させた。機械、特に攻城機械や移動城塞を作らねばならず、さらにここに城塞の修復の費用も加わった。戦争のコストを考える際には、おそらく捕虜に対する身代金の支払いも考慮に入れねばならない。もっともそれは、国王課税の範囲を超えているが。さらに、これら全てが借り方にあるなら、信用の面における、戦利品の貢献を考慮しなければならな

い。これらのことから、戦争のコストという問題は、当然ながら軍役給付金の充実を疑うことなく、それらすべての複雑性を踏まえて答えられなければなるまい。

5. 結 論

軍役給付金は、課税と戦争の間の関係を形作る本質的な要素である。それらはアルフォンソ 8 世の治世において非常に重要であった。これについては、1 世紀後のサンチョ 4 世（1284-1295 年）の治世における国王の収入に関する情報から、国庫収入から貴族やその他の軍事義務を遂行するすべての人々に対して支払われていたものであると考えることが出来る。

13 世紀末の諸情報から、軍役給付金は国王の金庫からの富の再分配という意味も持ち、国王を頂点とする広範な庇護と奉仕のネットワークを創出していたことがわかる⁵¹⁾。貴族たちは報酬を受けて戦争に参加し、自身の参加を通じて、強化された国王権力との紐帯を補強した。この互惠関係は、それが発展したシステムないしレジームに固有なもののみなされるべきであろう。

サンチョ 4 世時代の「国王の収入」の記録は、王と直接結びついた貴族のフレームワークを示している。アルフォンソ 8 世時代の状況はどうだったのだろうか？軍役給付金やその他の国王課税からの収入の重要性と有効性を超えて、より仮説的な領域に踏み込んでみよう。財源と、その保有を通じた分配を分析することが依然として必要だが、12 世紀末から 13 世紀末にかけて、強固となった君主制を反映して、軍役給付金の支払いを通じて複雑な組織的構造が生み出されたという見解から、今後の検討を進めることが可能であろう。

[解題] 本稿は、カルロス・エステパ Carlos Estepa の論文, “War and taxation. The *soldadas* from the reign of Alfonso VIII of Castile to the 13th century”, *Imago Temporis. Medium Aevum*, IX (2015), pp.211-223. を翻訳したものである。エステパ (1949-

2018年)は、中世盛期(11-13世紀)のカスティーリャ・レオン王国を専門として、レオン大学の主任教授やマドリッドのコンプルテンセ大学の教授、高等学術審議会CSICの教授を歴任した研究者であり、特にアルフォンソ6世からアルフォンソ8世にかけての政治構造や社会構造について多くの業績を遺した。本稿でも言及されているペトリア制についての著作や、アルフォンソ8世時代の王権についての著作などが知られている。

アルフォンソ8世の治世(1158-1214年)は、アフリカからムワッヒド朝がイベリア半島へ進出し、キリスト教勢力と激しい抗争を展開した時期とほぼ一致している。父王が若くして死んだため、数え年3歳で即位した同王は、治世前半は国内での王権の立て直しに忙殺され、その後ようやく、ムワッヒド朝との戦争に乗り出す。キリスト教諸国の足並みの乱れもあってアラルコスの戦い(1195年)で大敗した。それからローマ教皇庁の支援を受け、アラゴン連合王国と手を結び、またレオン王国などとも和平するなどして戦争の準備を進め、治世末のラス=ナバス=デ=トロサの戦い(1212年)では、イベリア半島のキリスト教諸国の連合軍を率いてムワッヒド朝カリフが率いる軍に大勝し、キリスト教側の軍事的優位を確定させた。この戦いから数十年のうちに、グラナダ王国を除くイベリア半島全域がキリスト教諸国によって征服されている。このようにアルフォンソ8世の時代は、キリスト教勢力とイスラーム勢力がイベリア半島においてもっとも拮抗し、かつ激しい戦争を展開した時期であったことが知られている。戦争と課税の関係について考察する上で相応しい時期であると言えよう。日本では、中世スペインに関して、財政面についての研究はこれまでほとんど行われてこなかったため、課税の上で重要な変化の時期と目されているこの時期に焦点を合わせ、かつ前後の時代と結びつけつつ論じている本稿がもたらす知見は有用であろうと思い、今回、日本語への翻訳を試みた。中世カスティーリャの財政や権力構造などに一層の関心がある読者は、本稿の註で紹介されている諸文献も合わせて読まれることをお勧めしたい。なお、邦語による当該分野に関する例外的な文献として、大内一「帝国の基盤カスティーリャの苦悩」、大内一他『もうひとつのスペイン史 中近世の国家と社会』同朋舎出版、1994年、1-69頁がある。

註

- 1) エレナ・ローリーの古典的な論文を参照されたい。Lourie, Elena. "A society organised for war: Medieval Spain", *Past & Present*, 35 (1966), pp.54-76.
- 2) 初期中世・世紀中世のキリスト教スペインにおける戦争については、Isla, Amancio. *Ejército, sociedad y política en la Península Ibérica entre los siglos VII y XI*. Madrid: Ministerio de Defensa, Secretaría General Técnica-Consejo Superior de Investigación Científicas, 2010; García Fitz, Francisco. *Castilla y León frente al Is-*

lam. *Estrategias de expansión y tácticas militares (siglos XI-XIII)*. Sevilla : Universidad de Sevilla, 2001 ; García Fitz, Francisco. *Relaciones políticas y guerra. La experiencia castellano-leonesa frente al Islam. Siglos XI-XIII*. Sevilla : Universidad de Sevilla, 2002.

- 3) Estepa, Carlos. “La construcción de la fiscalidad real”, *Poder real y sociedad : estudios sobre el reinado de Alfonso VIII (1188-1214)*, Carlos Estepa, Ignacio Álvarez, José María Santamarta, eds. Leon : Universidad de León, 2011, pp.65-94.
- 4) Ehlers, Joachim. *Geschichte Frankreichs im Mittelalter*, Darmstadt : Wiss. Buchges, 2009, p.143.
- 5) Estepa, Carlos. “Construcción...”, p.89 (表).
- 6) Fonsadera は、戦争の費用の支払いを可能にするための、王への貢納もしくは貸付である。
- 7) 当然ながら、1点の文書がこれらのうち1点以上の内容を含むこともある。
- 8) González, Julio. *El reino de Castilla en la época de Alfonso VIII*. Madrid : Consejo Superior de Investigaciones Científicas, 1960, II, pp.307-308 (doc.184).
- 9) *Crónica Latina de los Reyes de Castilla*, ed. Luis Charlo. Cádiz : Universidad de Cádiz, 1984 ; Roderici Ximenii de Rada. *Historia de rebvs Hispanie sive Historia Gothica*, ed. Juan Fernández. Turnhout : Brepols, 1987. 本稿で利用する訳は、前掲書掲載のルイス・チャルロによるものか、フェルナンデス・バルベルデが訳し、以下の文献に掲載されているものである。*Historia de los hechos de España*, ed. Juan Fernández. Madrid : Alianza Editorial, 1989.
- 10) Rodericii Ximenii de Rada. *Historia de rebus...*, VII, chap. II.
- 11) Rodericii Ximenii de Rada. *Historia de rebus...*, VII, chap. XIII.
- 12) Rodericii Ximenii de Rada. *Historia de rebus...*, VII, chap. XXXIII.
- 13) Sánchez-Albornoz, Claudio. *El “stipendium” hispano-godo y los orígenes del beneficio prefeudal*, Buenos Aires : Facultad de Filosofía y Letras, 1947 ; *Estudios Visigodos*, Rome : Istituto storico italiano per il Medio Evo, 1971, pp.253-375.
- 14) Grassotti, Hilda. *Las instituciones feudovasalláticas en León y Castilla*, Spoleto : Centro Italiano di Studi sull’Alto Medioevo, 1969, II, 738 頁以降のページにおいて、パーリアは soldadas の支払いと結び付けられている。[※なお、パーリア制については、黒田祐我「11世紀におけるパーリア制再考」『西洋史学』216号、2004年、292-312頁を参照されたい。]
- 15) “...computationem de stipendiis quecumque militibus uel aliis uasallis meis erogauero, scilicet, de quinquaginta aureis, duos et dimidium, et de centum, quinque, et deinceps secundum huius computationem.”
- 16) 「milites 騎士」は貴族全体を表すが、実際には、特に下級貴族を表し、「その他

の人びと」がより高位の貴族たちであろう。

- 17) García de Valdeavellano, Luis. *Curso de historia de las instituciones españolas. De los orígenes a la Baja Edad Media*, Madrid : Alianza Editorial, 1968, pp.621-622.
- 18) Sánchez-Albornoz, Claudio. “El ejército y la guerra en el reino asturleonés”, *Ordinamenti militari in Occidente nell’ alto Medioevo*, XV Settimana di Spoleto. Spoleto : Centro italiano di studi sull’alto Medioevo, 1968, I, pp.293-428.
- 19) Estepa, Carlos. “En torno a la fonsadera y a las cargas de origen público”, *Stvdia Historica. Historia Medieval*, 30 (2012), pp.25-41.
- 20) Martínez, Gonzalo, ed. *Libro Becerro de las Behetrías*, Leon : Centro de Estudios e Investigación “San Isidoro”, 1981 ; Estepa, Carlos. *Las behetrías castellanas*, Valladolid : Junta de Castilla y León, 2003, I, pp.240-242.
- 21) *Crónica de la población de Ávila*, ed. Amparo Hernández. Valencia : Editorial Anubar, 1966. この年代記については, Gautier-Dalche, Jean. “Fiction, réalité et idéologie dans le *Crónica de la población de Ávila*”, *Razo. Cahiers d’Etudes Médiévales*, 1 (1979), pp.24-32.
- 22) “E llegaron todos a Ellón, assí que ovieron y una carta del rey que se tornasen los moros a Avila, e quel diesen dos mill maravedís. E los cavalleros entendieron que sería gran deservicio del rey si se tornasen los moros, e entendiendo que el rey avie menester los dineros, ovieron su acuerdo e embiaron a Gómez Nuños e a Gonçalo Matheos al rey, que era en Vitoria, quel pidiessen merçed, quel pidiessen que los moros fuesen en su servicio ; e ya que los dineros mucho menester los avie, que embiase luego a Avila a cojer la fonsadera de los que non pudieron venir en la hueste, e que abrie él luego los sus dineros. E en razón de aquellos dos mill maravedís, que le quitavan los caballeros la meata de la fonsadera que ellos devien aver, en que avrie muchos más dineros que estos, ca por sabor de levar gran gente en la hueste non quissieron levar escusados ningunos” 「そして彼らがエリヨンに着くと、王からの手紙を受け取った。そこには、イスラーム教徒たちがアビラに戻りつつあり、彼らは王に 2000 マラバーティンを払うべきであると書かれていた。そして騎士たちは、もしイスラーム教徒たちが戻ったのならそれは王にとってひどい不忠であると理解し、また王が金を必要としていることを理解した。彼らは合意に達し、王の慈悲を乞い、イスラーム教徒たちを支配下に置くよう頼むべく、ゴメス・ヌニョスとゴンサロ・マテオスをビトリアにいる王のもとに送った。そして王は非常に金銭を必要としていたので、彼はその後で、軍に参加できない人々から遠征代納金 *fonsadera* を徴収させるべく、彼らをアビラに送り、その後は金銭を手に入れた。そしてこの 2000 マラバーティンによって、騎士たちは彼らが受け取るべき軍役代納金 *fonsadera* の半分を得た。というのも、彼

らは軍に多くの人々を連れてきており、誰にも辞退させたくなかったのもっと多くの金を得るべきだったからである」Hernández, Amparo. *Crónica de la población de Ávila*, p.47.

- 23) González, Manuel. Alfonso X el Sabio. Barcelona : Ariel, 2004, p.160. [なお、本稿における「辺境」は、ほぼドウエロ川とタホ川の間に相当する]
- 24) "...Cum enim essent ultramontani plusquam decem milia equitum et centum milia peditum, unicuique militi dabantur omni die XX^{ti} solidos usuales, pediti uero V^e solidi ; mulieres, paruuli, debiles et ceteri ad bellum inepti non erant ab hac gracia alieni. Hec erant que in comuni et publice donabantur, preter donaria priuata, que sui quantitate hunc numerum excedebant, que magnatibus non diurna distribucione, set pociorum summa per nobilis regis nuncios mitebantur. Hiis muneribus cumulabatur equorum innumerosa generositas, pannorum iocunda uarietas, que omnia tenacitatis curua seueritas uultu propicio non poterat intueri. Hiis autem omnibus si iungantur regibus oblata donaria, suis distribuita stipendia, plus modus dantis et ylaritas meruit quam hiis omnibus emi possit. Et ad hec omnia, ne gens alienigena expeditionis omnibus indigeret, omnibus tentoria et eorum uehacula est largitus. Addidit etiam gratiam graciae et cibarium uehacula cum ceteris necessariis, LX^a milia summas et ultra cum sumariis erogauit", Rodericii Ximenii de Rada. *Historia de rebus...*, VIII, chap.IV.
- 25) Jericke, Hartmut. *Kaiser Heinrich VI., der unbekannte Staufer*, Gleichen : Muster-Schmidt, 2008, p.79.
- 26) Jericke, Hartmut. *Kaiser Heinrich VI...*, pp.59-62.
- 27) 私は、チャルロ・ブレアのスペイン語訳とは違う解釈をしている。populi は「人々 people」、stipendia は「軍役給付金 soldadas」、そして milites は兵士というより waprins [*war princes (ここでは「騎士」の意?) の誤りか] と解釈すべきであろう。
- 28) "Dum conuenirent nobiles et populi regis Castelle et regis Aragonum, cunctis, qui uenerant de Pictauiia et de Vasconia et de Prouincia et de aliis partibus et ipsi regi Aragonum, expensas omnes nobilis rex Castelle sufficienter ministrabat. Ubi tanta copia auri effundebatur cotidie quam uix et numeratores et ponderatores multitudinem denariorum qui necessarii erant ad expensas poterant numerare. Uniuersus clerus regni Castelle ad petitionem regni medietatem omnium reddituum suorum in eodem anno concesserant domino regi.
Preter stipendia cotidiana regi Aragonum multam sumam pecunie misit antequam ipse de regno suo exiret : pauper enim erat et multis debitis obligatus nec sine adiutorio regis Castelle potuisset militibus suis, qui eum sequi debebant, stipendia necessaria largiri", Charlo, Luis. *Crónica Latina de los Reyes...*, p.28.

- 29) “Verum quia perturbacione huiusmodi obsistente regales redditus ad stipendia defecerunt, et regina nobilis quicquid habuerat in largicionibus dispensarat, ad argenti et auri et gemmarum donaria misit manum et queque ex talibus reseruarat in auxilium filii liberaliter erogauit...”, Roderici Ximenii de Rada. *Historia de rebus...*, VIII, chap. VII.
- 30) “Exinde uero dirigens iter suum in partes Castelle, cum unicum et sumum desiderium esset ei claudere diem extremum contra Sarracenos pro exultatione nominis Iesu Christi, uidens quod rex Legionis prestaret magnum impedimentum illi tam sancto proponito tamque laudabili, stipendia multa dedit nobilibus et munera magna magnatibus, conuocauitque multitudinem populorum innumerabilem ut saltem metu perterritus rex Legionis pacem firmaret cum rege glorioso et, si nollet iuuare ipsum, saltem non impediret”, Charlo, Luis. *Crónica Latina de los Reyes...*, p.37.
- 31) Gil, Octavio. *Historia de la moneda española*, Madrid : Diana, 1959, pp.198-199. [※本稿でエステパはムラービト朝の金貨を「モラベティーノ」、キリスト教徒によるその模倣金貨を「マラベディ (マラバーティン)」と表現している。なお、この貨幣は 13 世紀後半のアルフォンソ 10 世の治世には銀貨となり、その後は計算上の単位や銅貨となっていく。本稿では、金貨をマラバーティン、銀貨となって以降のものをマラベディと表記する。
- 32) Schramm, Percy Ernst. “Das kastilische Königtum und Kaisertum während der Reconquista (11. Jahrhundert bis 1252)”, *Festschrift für Gerhard Ritter*, Tübingen : Mohr, 1950, pp.87-139. 特に p.130. [貨幣の銘の] 全文はアラビア語で、片面には「正統信仰の君主アルフォンソ、サンチョの息子、神が彼を助け、庇護されますように」、またもう一方の面には「キリスト教教会の指導者 *imam*、古きローマの教皇」と書かれている。シュラムはサンチェス=アルボルノスに基づき、このマラバーティン金貨は 1175 年から発行されたと解釈している。Sánchez-Albornoz, Claudio. “La primitiva organización monetaria de León y Castilla”, *Anuario de Historia del Derecho Español*, 5 (1928), pp.301-345 ; Sánchez-Albornoz, Claudio. *Estudios sobre las instituciones medievales españolas*, Mexico : Universidad Nacional Autónoma de México, 1965, pp.441-477. 特に p.472. しかし近年では、1185 年からであったとされている。Francisco, José María de. “El maravedí de oro de Alfonso VIII : un mensaje cristiano escrito en árabe”, *Revista General de Información y Documentación*, 8/1 (1998), pp.283-301.
- 33) González, Julio. *El reino de Castilla...*, I, 192.
- 34) González, Julio. *El reino de Castilla...*, II, pp.857-858 (doc.499). この条約については、Rassow, Peter. *Der Prinzgemahl, ein pactum matrimoniale aus dem Jahre 1188*, Weimar : H. Böhlau Nachfolger, 1950 ; Estepa, Carlos. “Concejos y monar-

- quía en el reinado de Alfonso VIII : el pacto matrimonial de 1187-1188”, *El historiador y la sociedad. Homenaje al profesor. Homenaje a José María Mínguez*, Pablo de la Cruz Díaz, Fernando Luis Corral, Iñaki Martín Viso, coord. Salamanca : Universidad de Salamanca, 2013, pp.67-75.
- 35) González, Julio. *El reino de Castilla...*, III, 335-336 (doc.765).
- 36) エステパによる先述の論考を参照。Estepa, Carlos. “La construcción de la fiscalidad...”.
- 37) Ladero, Miguel Ángel. *Fiscalidad y poder real en Castilla (1252-1369)*, Madrid : Editorial Complutense, 1993, p.54.
- 38) これらの点については, González, José Damián. “Las rentas del almojarifazgo de Toledo”, *Anales Toledanos*, 41 (2005), pp.39-70.
- 39) Hernández, Francisco Javier. *Las Rentas del Rey. Sociedad y fisco en el reino castellano del siglo XIII*, Madrid : Fundación Areces, 1993, 3 vols.
- 40) Hernández, Francisco Javier. *Las Rentas del Rey...*, I, p.82.
- 41) Roderici Ximenii de Rada. *Historia rebus...*, VII, chap. XV.
- 42) “quisieron los de la tierra saber quanto montaban las rentas del Rey ; et desde que lo sopieron, porque fallaron que eran menguadas, dieron al Rey los diezmos de los puertos que solian aver su padre et sus avuelos, et más tres ayudas, que fuese cada una tanto como una moneda forera, para pagar las soldadas”, “Crónica de Don Alfonso el Onceno”, *Crónicas de los Reyes de Castilla*, ed. Cayetano Rosell. Madrid : Ediciones Atlas, 1953, I, p.179 (chap. VIII).
- 43) Ladero, Miguel Ángel. *Fiscalidad y poder real...*, p.227.
- 44) *Crónica de Don Alfonso el Onceno...*, chap. X. また, Estepa, Carlos. “La monarquía castellana en los siglos XIII-XIV. Algunas consideraciones”, *Edad Media. Revista de Historia*, 8 (2007), pp.79-98, 特に 85 頁を参照。
- 45) 「1290-1292 の rentas」におけるデータと同じように, この年代記における “mrs.” は, いわゆる戦争のマラベディ war maravedis である [戦時 (臨時) 課税による徴収金額, といった意味かと推測される]。
- 46) Hernández, Francisco Javier. *Las Rentas del Rey...*, I, pp.391-418.
- 47) これに ii. *Segunda copia de la Nómina* 「2. 名簿の第2の写し」, Hernández, Francisco Javier. *Las Rentas del Rey...*, I, p.413 ; iii. *Resúmenes de gastos* 「3. 出費の概要」, Hernández, Francisco Javier. *Las Rentas del Rey...*, I, pp.414-418. などが続く。
- 48) Hernández, Francisco Javier. *Las Rentas del Rey...*, I, p.411.
- 49) Ladero, Miguel Ángel. *Fiscalidad y poder real...*, p.322-323.
- 50) Ladero, Miguel Ángel. *Fiscalidad y poder real...*, p.8.

- 51) Arias, Fernando. *Guerra y fortalecimiento del poder regio en Castilla. El reinado de Alfonso XI (1312-1350)*, Madrid: Consejo Superior de Investigaciones Científicas, 2012, p.221.